

滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）の 第三者評価機関選定に係るプロポーザル実施要領

1 事業の概要

(1) 事業名 滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）第三者評価業務

(2) 事業目的

滋賀県では、男女共同参画に対する社会的関心の喚起や理解と共感の輪を拡大し、男女共同参画意識の一層の浸透を図るために、滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）を発行する。

発行に当たり、国際資本市場協会（ICMA）が発行するサステナビリティリンクボンド原則に準拠し、フレームワークに係る客観的な評価を取得することを目的とする。

(3) 事業内容 仕様書のとおり

(4) 契約期間 契約締結の日から令和8年3月31日(火)まで

2 予定価格

1,100,000円（消費税および地方消費税を含む。）

3 参加資格

次の要件を全て満たしている者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

(4) 令和7年10月末までに国内発行体によるサステナビリティリンクボンドにおける第三者評価の実績があること。

※ 地方債、財投機関債、社債のいずれも可。

4 説明会

このプロポーザルに関する説明会は開催しない。

5 参加申込み

このプロポーザルに参加を希望する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出物 プロポーザル参加申込書（様式1）

(2) 提出期限 令和7年12月5日(金)午後4時

(3) 提出方法

電子メールにより提出し、必ず到達確認の電話を行うこと。件名は「プロポーザル参加申込」とす

ること。

(4) 提出先

滋賀県総務部財政課財政企画係 メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

6 質問および回答の方法等

このプロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり受け付ける。

(1) 提出物 質問票（様式2）

(2) 提出期限 令和7年12月5日(金)午後4時

(3) 提出方法

電子メールにより提出し、必ず到達確認の電話を行うこと。電話または口頭による質問は受け付けない。

(4) 提出先

滋賀県総務部財政課財政企画係 メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

(5) 質問に対する回答

期限までに提出された全ての質問について、令和7年12月8日(月)を目途に、参加申込書提出者全員に対し、電子メールで回答する。

7 企画提案書等の提出

このプロポーザルに参加する者は、次の書類を作成し提出すること。

なお、提案は、1者につき1提案とする。

(1) 提出物

① 企画提案書提出書（様式3） 正本（押印文書）1部

② 企画提案書（任意様式） 正本1部、写し1部

提案項目は「滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）の第三者評価機関選定に係る提案項目・評価点」（別紙）の1に記載のとおりとし、提案書はA4横（カラー可）、本文15ページ以内（表紙および目次は除く。）とすること。

③ ICMA原則に準拠したジェンダーをテーマにしたESG債における外部評価の実績（様式4） 正本1部

④ 地方公共団体の策定したフレームワーク（サステナビリティリンクボンドまたはサステナビリティリンクローンに限る。）に対する第三者評価の実績（様式5） 正本1部

⑤ 社会政策推進面に係る関係書類（該当する場合のみ提出） 正本1部

ア 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合は、それを証明するものの写し

イ 高年齢者就業確保措置を講じている場合は、労使協定の締結または労働基準監督署への届出をしている就業規則の該当箇所の写し

ウ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合は、公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し

- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合は、
障害者を雇用している旨の申立書（様式任意）
- オ 「しが障害者施設応援企業」の認定がある場合は、同認定通知の写し
- カ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受
けている場合は、それを証明するものの写し
- キ 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合は同認定証の写し、女性の職業生活にお
ける活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けて
いる場合はそれを証明するものの写し
- ク 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合は、同認証
証・登録証の写し
- 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法
人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
 - 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダー
ドの登録
 - 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出期限

令和 7 年 12 月 12 日（金）正午

持参による場合は平日のみとする。郵送による場合は、提出期限までに提出先に到着しているこ
と。

(3) 提出方法

持参または郵送によることとし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の差出し、受領の記録が残る方法
に限る。また、郵送した旨を電話で連絡すること。

(1)②、③および④については、持参または郵送に加えて、電子データを電子メールにより提出す
ること。

(4) 提出先

滋賀県総務部財政課財政企画係 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号（滋賀県庁本館 3 階）
メールアドレス zai-kikaku@pref.shiga.lg.jp

8 審査概要

(1) 審査方法

滋賀県総務部財政課が設置する審査会（委員 3 名）において、あらかじめ定めた評価項目および評
価点に基づき、提出された企画提案書等により書面審査を行う。

(2) 評価項目および評価点

評価項目および評価点は、「滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）の第三者
評価機関選定に係る提案項目・評価点」（別紙）による。

9 契約予定者の決定方法

予定価格の制限の範囲内において、書面審査による総合点が最も高かった者を契約予定者とする。

なお、総合点が満点の6割に満たない場合は契約予定者とせず、また、総合点が同じ者が複数あった場合は審査会での協議により決定する。

10 結果通知

審査の結果については、提案書の提出があった全ての者に対し、文書で通知する。

(12月中旬予定)

11 その他

- (1) 企画提案書の作成に必要な費用については、提案者の負担とする。提出のあった企画提案書等の資料は返却しない。
- (2) 提出のあった企画提案書等の資料は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号）に基づき情報公開の対象となる。
- (3) 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、滋賀県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (4) 委託を受けた事務に従事している者または従事していた者等に対して、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に罰則があるので留意すること。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。
 - ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
 - イ 提案者が同一事項の企画提案募集に対して、二つ以上の提案をしたとき。
 - ウ 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
 - エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。
 - オ 提出書類が、提出期限を超えて提出されたとき。
 - カ 見積価格が予定価格を超えているとき。
 - キ その他、県があらかじめ指示した事項に違反したときおよび提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

滋賀県ジェンダー平等債（サステナビリティリンクボンド）の
第三者評価機関選定に係る提案項目・評価点

1 提案項目（企画提案書記載内容）

提案項目	提案内容	評価点										
業務の実施方針・方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務全体にわたる基本的な考え方（コンセプト） サステナビリティリンクボンドにおけるKPI/SPT、SPT達成連動項目（債券の特性）を「業務仕様書3発行概要」に示す事項とすることを踏まえた評価方法（フレームワークの適格性の確認方法、確認するサステナビリティリンクボンド基準など）とその考え方 フレームワークの実効性および信頼性を維持するための発行後のモニタリング方法 	32										
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> 評価結果の納品時期を3月末と仮定した場合の実施スケジュール 	10										
本県に対する理解	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀県がサステナビリティリンクボンドを発行することの意義について貴社の考え方 	10										
実施体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> 国内拠点人数 貴社の外部評価業務に係る特色 日本国内でのサステナビリティリンクボンドに係る外部評価実績 評価結果に係る信頼性 本業務への実施体制、配置予定人数、従事者予定者の経歴、日本語による対応の可否 その他滋賀県の事務負担の度合い 	30										
見積価格	<ul style="list-style-type: none"> 外部評価業務について、今年度に貴社に依頼した場合の費用 <p>※ 評価方法</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>予定価格の 80%未満</td> <td>…評価点の満点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の 80%以上 85%未満</td> <td>…評価点の満点の 80%の点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の 85%以上 90%未満</td> <td>…評価点の満点の 60%の点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の 90%以上 95%未満</td> <td>…評価点の満点の 40%の点</td> </tr> <tr> <td>予定価格の 95%以上</td> <td>…評価点の満点の 10%の点</td> </tr> </table>	予定価格の 80%未満	…評価点の満点	予定価格の 80%以上 85%未満	…評価点の満点の 80%の点	予定価格の 85%以上 90%未満	…評価点の満点の 60%の点	予定価格の 90%以上 95%未満	…評価点の満点の 40%の点	予定価格の 95%以上	…評価点の満点の 10%の点	10
予定価格の 80%未満	…評価点の満点											
予定価格の 80%以上 85%未満	…評価点の満点の 80%の点											
予定価格の 85%以上 90%未満	…評価点の満点の 60%の点											
予定価格の 90%以上 95%未満	…評価点の満点の 40%の点											
予定価格の 95%以上	…評価点の満点の 10%の点											
計		92										

2 その他評価項目

その他評価項目	評価点
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1
<p>障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当するか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ・ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ・ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている 	1
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	3
<p>環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 ・ 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ・ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ・ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証 	1
県内に本店を有する事業者であるか。	1
計	8